4

5

5

6

7

9

10

平成 25 年 6 月 7 日

第 12601 号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

告 示		○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国征		
○災害対策基本法の規定に基づく指定地方公共機関の一		自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術	<b></b>	
部変更 (危機対策課)	1	の施術所の廃止の届出 (同	)	4
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関		公 告		
する法律の規定に基づく指定地方公共機関の一部変更		○入札公告 (県民交流	杧課)	4
( 同 )	1	○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (健康推議)	焦課)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地の		○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支持)	爰課)	5
変更の届出 (厚生政策課)	2	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 ( 同	)	6
○生活保護法に基づき指定を受けた施術所の所在地の変		○大規模小売店舗の変更の届出の公告 ( 同	)	7
更の届出 ( 同 )	2	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告		
○生活保護法に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃		( 同	)	9
止の届出 (同)	3	○基本測量実施公告 (監 理	課)	9
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の		監 査 委 員		
自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業		○定期監査結果公表		10
所の所在地の変更の届出 (同)	3			
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の				
自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術所				
の所在地の変更の届出 (同)	3			

告

# 石川県告示第247号

災害対策基本法の規定に基づく指定地方公共機関(昭和37年石川県告示第569号)の一部を次のとおり変更した。 平成25年6月7日

示

石川県知事 谷 本 正 憲

指定地方公共機関	変 更 箇 所	変更年月日
北陸鉄道株式会社		
のと鉄道株式会社		
株式会社北國新聞社		
株式会社中日新聞社北陸本社		
北陸放送株式会社		
石川テレビ放送株式会社		
株式会社テレビ金沢		
株式会社エフエム石川		
北陸朝日放送株式会社		
社団法人石川県医師会	公益社団法人石川県医師会	平成24年4月1日
社団法人石川県看護協会	公益社団法人石川県看護協会	平成24年4月1日
石川県治水協会		

# 石川県告示第248号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく指定地方公共機関(平成17年石川県

告示第370号)の一部を次のとおり変更した。

平成25年6月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

第12601号

指定地方公共機関	変 更 箇 所	変更年月日
社団法人石川県エルピーガス協会	一般社団法人石川県エルピーガス協会	平成24年4月1日
小松ガス株式会社		
社団法人石川県バス協会	公益社団法人石川県バス協会	平成24年4月1日
社団法人石川県トラック協会	一般社団法人石川県トラック協会	平成25年4月1日
北陸鉄道株式会社		
のと鉄道株式会社		
社団法人石川県医師会	公益社団法人石川県医師会	平成24年4月1日
社団法人石川県薬剤師会	公益社団法人石川県薬剤師会	平成25年4月1日
北陸放送株式会社		
石川テレビ放送株式会社		
株式会社テレビ金沢		
北陸朝日放送株式会社		
株式会社エフエム石川		

# 石川県告示第249号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護 機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成25年6月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居宅介	護	事 業 所	変更		
名称	主たる事務所 の 所 在 地	名称		所 在 地	年月日		
有限会社 エンジェル	白山市石同新町155	グループホームほたる	新	白山市石同新町155			
	番地		7171	番地	平成21年		
			ΙĦ	白山市石同新町157	4月1日		
			III	番地			
株式会社 ビースタイル	-スタイル 金沢市西念4丁目19 白山コ	白山コンディショニング		白山市北安田町5024			
ケア	番地43	センター		番地	平成25年		
						白山市北安田町881	3月22日
			旧	番地1			
有限会社 めでぃかる	鳳珠郡能登町字宇出	有限会社 めでぃかる	新	鳳珠郡能登町字宇出			
もっちーず	津タ字61番16地	もっちーず	材	津タ字61番16地	平成25年		
			旧	鳳珠郡能登町字宇出	4月1日		
			ПП	津夕字61番地16地			

# 石川県告示第250号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者 から、次のとおり施術所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成25年6月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名称	所 在 地	変 更 年月日
方 田 物 J わかわけりもよう校具院		新 羽咋市東川原町五俵刈20番地1	平成25年
高田惣八	たかたはりきゅう接骨院	旧 羽咋市石野町ホ58番地1	4月1日

# 石川県告示第251号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者 から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成25年6月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名称	所 在 地	廃 止 年月日
* # ~ ~	きむら接骨院	白山市辰巳町40番地 1	平成25年
木 村 一 子	き む ら 接 骨 院	日田甲水山四40街地 I	3月31日

# 石川県告示第252号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する 同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成25年6月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更
名称	主たる事務所 の 所 在 地	名称		所 在 地	年月日
有限会社 エンジェル	白山市石同新町155	グループホームほたる	新	白山市石同新町155	
	番地		7171	番地	平成21年
			旧	白山市石同新町157	4月1日
			1111	番地	
株式会社 ビースタイル	金沢市西念4丁目19	白山コンディショニング		白山市北安田町5024	
ケア	番地43	センター		番地	平成25年
				白山市北安田町881	3月22日
			旧	番地1	
有限会社 めでぃかる	鳳珠郡能登町字宇出	有限会社 めでぃかる	新	鳳珠郡能登町字宇出	
もっちーず	津タ字61番16地	もっちーず		津タ字61番16地	平成25年
				鳳珠郡能登町字宇出	4月1日
			旧	津夕字61番地16地	

# 石川県告示第253号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条 の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術者の施術所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成25年6月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

4 平成25年6月7日(金曜日)

氏 名	名称		所 在 地	変 更 年月日
高田惣八	カかわけりきゅう位馬院	新羽咋	市東川原町五俵刈20番地1	平成25年
同 田 窓 八	惣 八   たかたはりきゅう接骨院		市石野町ホ58番地 1	4月1日

# 石川県告示第254号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条 の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成25年6月7日

谷 本 正 石川県知事 憲

氏 名	名称	所 在 地	廃 止 年月日
木 村 一 子	きむら接骨院	白山市辰巳町40番地1	平成25年
木 村 一 子		口川市水口町40年地1	3月31日

告 公 札 公 告 入

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成25年6月7日

石川県知事 谷 本 TE. 忠

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 業務名

広報誌「ほっと石川」(第69号から第72号まで)県内全世帯配布委託業務

(2) 業務内容

広報誌「ほっと石川」(第69号から第72号まで) 県内全世帯配布業務を委託する。

(3) 履行期限

各回発行後、県の委託を受けた印刷業者から「ほっと石川|(第69号から第72号まで)を受け取った日から起 算して10日以内

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金 額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札 者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入 札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、 平成25年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 県内に営業所を有する者であること。
- (4) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 4 契約条項を示す場所等
  - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県県民文化局県民交流課広報広聴室

電話番号 (076) 225-1362

(2) 入札説明書の交付方法 (1)の交付場所において交付

5 入札の日時及び場所

平成25年6月24日(月)午前11時

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎11階 1104会議室(入札後、即時開札する。)

- 6 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札者に要求される義務

入札者は、当該業務を別途指定する日時及び場所に納入することができることを証明する書類を平成25年 6 月 18日(火)までに 4 (1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

更

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法の一部を改正する法律(平成25年法律第8号)による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号) 第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令及び厚生科学審議会令の一部を改正 する政令(平成25年政令第119号)第1条の規定による改正前の予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第 1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年6月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	承諾撤回年月日
細 川 栄 隆	宝達志水町荻市ほ1-1 志雄病院	平成25年3月31日

#### 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成25年6月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

Aコープつばた店

河北郡津幡町字加賀爪ハ99

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者 株式会社ジャコム石川 代表取締役 池田 繁 金沢市佐奇森町イ7番地1
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社ジャコム石川 代表取締役 池田 繁 金沢市佐奇森町イ7番地1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成26年1月31日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,530平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数 位置 縦覧による。 収容台数 60台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 縦覧による。 収容台数 20台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 縦覧による。 面積 87平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 縦覧による。 容量 14立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時30分から午後10時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 2箇所 位置 縦覧による。
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時30分から午後7時まで
- 7 届出年月日

平成25年5月30日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び津幡町産業建設部交流経済課

9 届出等の縦覧期間

平成25年6月7日から同年10月7日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成25年10月7日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規

模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のた め配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を 述べることができる。

平成25年6月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

キリン堂松村店

金沢市松村三丁目471番ほか26筆

- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) キリン堂松村店

金沢市松村第2土地区画整理事業施行地区内34街区1ほか26筆

(変更後) キリン堂松村店

金沢市松村三丁目471番ほか26筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社キリン堂

代表取締役社長 寺西 豊彦

大阪府大阪市都島区善源寺町二丁目8番14号

(変更後) 株式会社キリン堂

代表取締役社長 寺西 豊彦

大阪府大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社キリン堂

代表取締役社長 寺西 豊彦

大阪府大阪市都島区善源寺町二丁目8番14号

(変更後) 株式会社キリン堂

代表取締役社長 寺西 豊彦

大阪府大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

3 変更の年月日

平成25年5月28日

4 変更する理由

店舗の所在地の住所変更及び設置者の本社移転のため

5 届出年月日

平成25年 5 月29日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成25年6月7日から同年10月7日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成25年10月7日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規 模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のた

め配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を 述べることができる。

平成25年6月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 キリン堂松村店 金沢市松村三丁目471番ほか26筆
- 2 変更しようとする事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)位置 縦覧による。 収容台数 72台

(変更後) 位置 縦覧による。 収容台数 59台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。 収容台数 34台

(変更後) 位置 縦覧による。 収容台数 40台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 縦覧による。 面積 58平方メートル

(変更後)位置 縦覧による。 面積 78平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容積

(変更前) 位置 縦覧による。

面積 17立法メートル

(変更後) 位置 縦覧による。 面積 19立法メートル

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)出入口の数 2箇所 位置 縦覧による。

(変更後) 出入口の数 3箇所 位置 縦覧による。

3 変更する年月日

平成26年1月30日

4 変更する理由

敷地内に建物を新設するため

5 届出年月日

平成25年5月29日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成25年6月7日から同年10月7日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成25年10月7日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

# 大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見 の概要は、次のとおりである。

平成25年6月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト七尾店

七尾市古府町か6番ほか26筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 平成25年1月29日

3 市町村の意見の概要

市町村名 七尾市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成25年6月7日から同年7月8日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターロッキー七尾店

七尾市古府町か11番ほか36筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

公告日 平成25年1月29日

3 市町村の意見の概要

市町村名 七尾市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成25年6月7日から同年7月8日まで

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量 を実施する旨の通知があった。

平成25年6月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

竹	業種類		作業期間	作業地域
基本	測	量	平成25年7月1日から	<b>全</b> 泥 東
(空中写真撮影・オルソ作成)		平成26年3月31日まで	金 次 巾	

#### 監 査 委 員

定期監查結果公表

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定に基づき、平成24年度の財務事務に係る監査を実施した ので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年6月7日

石川県監査委員 和田内 幸 可 博 金 原 司 安 田 慎 代 司 織 田 静

第12601号

監 査 箇 所 名	監査年月日	監査の対象	監査の結果
手取川水道事務所	平成25年 5 月17日	平成25年2月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に 関する事務の執行は、おおむ ね適正に処理されていると認め る。
美術館	"	平成25年3月末日現在	"
田鶴浜高等学校	"	平成25年2月末日現在	"
図書館	"	"	"
保健環境センター	平成25年5月24日	平成25年3月末日現在	"
生涯学習センター	"	平成25年2月末日現在	"
工業試験場	"	平成25年3月末日現在	"
南加賀保健福祉センター 南加賀保健所	"	"	"
石川中央保健福祉センター 中央児童相談所 石川中央保健所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 女性相談支援センター	,	,	"
安原・高橋川工事事務所	"	平成25年2月末日現在	"
大阪事務所	平成25年5月30日	平成25年3月末日現在	"
東京事務所	"	"	"